

ことばのタブーとその言い換え

郡 山 暢

1 はじめに

本稿では現在我が国に存在するタブーの中で特に忌避されるものの一つである「差別語」及びその言い換えについての考察を行う。

差別語は1970年～1980年代にかけ大きな社会問題となった結果⁽¹⁾、人権を侵すような不適切な語や表現に関して一応は改善される方向となった。そして、その改善策として行われたのが差別語を別の語に言い換えるということである。現在では公の場でかつてのように露骨な差別語を用いた発言は殆ど見られなくなったように感じられることを思うと、表面上はその改善策が功を奏したようにも見える。しかし、それはあくまで印象であって実際に確かめられたことはない。また、その言い換え語に関しても、多くの言い換え論では「差別語は言い換えられてもその指示対象にマイナス評価がある限り再生産され、それにより永遠に言い換えなければならない」と、その危うさが指摘されている⁽²⁾。そこで本論は差別語とその言い換え語の実態を調査することによって、上記の差別語と言い換えに関わる諸問題を事例に従って考察していきたいと考える。

1.1 方法・対象語

データの収集は「国会会議録」を利用する。国会会議録は「整文」されているために「自然言語とはみなせない⁽³⁾」との指摘や、国会という公式の場であることの言葉遣いの特殊性といったことが指摘されているが⁽⁴⁾、本研究においては、差別語とその言い換え語の使用状況を主にデータ収集を行うために「整文」上の問題はないと言える。また、国会という場の特殊性に関しては、公的な場での差別語の使用はある時期から（後述）意識的に避けられる傾向があるため普遍的なデータとは言えないという懸念があるが、社会的な流れとことばの使用状況を観察する上では寧ろ好条件と言える。そして、何よりも当コーパスは1947年から現在までの約65年間の通時的データの蓄積があり、均質なデータと分量を兼ね備えたものとしては他

に例がない。そして、そのような大規模コーパスを用いることにより、これまで理論先行で実証的研究が殆どなされなかった差別語及びその言い換え語においては、その使用実態をある程度把握することでその理論の検証を行え、また、客観的データの収集及び分析はこの分野の言語研究としての質の向上を期待できる。

その対象語として、本研究では差別語「めくら」を含む視覚障害者を指す語を調査対象とする。「めくら」は歴史的に古く、慣用句・比喩表現なども多いことから、言語的一傾向を示し、より詳細な考察を行うための用例数が相当数望めることがその理由として挙げられる。

本稿では第2章でまず差別語の定義及び辞書的意味を確認した上で、上記コーパスを用い「めくら」の使用実態を通時的に示す。その際、直接的に視覚障害者を指す例と比喩的に用いる例、また慣用句として用いる例をそれぞれ分けて示すことによって、より詳細な使用実態及びその傾向を示したいと考える。第3章では「めくら」の言い換え語と考えられる視覚障害者を指す類義語群を第1章同様通時的に示し、その結果を婉曲語法のメカニズムと照合することによって差別語の言い換え問題を事例に従って考察する。

2 差別語「めくら」

2.1 差別語の定義・差別語「めくら」

本章では、まず差別語の定義を確認し、次に差別語「めくら」がどのような意味を持っており、どのように差別的かを確認する。

遠藤(2000)では「差別」を

- 1 社会規範から見て、合理的な理由がなく
- 2 個人あるいは集団がもつ生得的属性の差異を根拠として
- 3 人の人間としての尊厳を傷つけたり、否定したりすること。

と定義し、そのような状況で発せられる「ことば・文・表現」が「差別語」ということになる。また、差別語であるか否かは、話者と相手との関係、場面、文脈によって決まるもので固定的、絶対的なものではない」とし、差別語となりうるのは、マスコミや、政治家、教員、官僚等の公の地位にある者、つまり「被差別者より力があり、優位な側にいるもの」によって発せられた場合、及び講演、講義などの公の場で発せられた場合の「聞き手からは、反論したり、抵抗したりできない相手・場面」によるものとしている。たしかに、差別語が公に社会問題として現れるのは

以上のような相手・場面によって発言される場合であるが、純粹にことばのカテゴリーとしてそれらの語を見た場合、罵詈雑言のように、いくら仲の良い相手に用いられ、それが親近感を兼ね備えた表現としてであっても（例えば関西弁の「あほ」のように）、ことばとしては罵詈雑言に属することは変わらないように、たとえ相手がその語を差別語と受けとらなかったとしても、ことばのカテゴリーとしては差別語であることには変わりないと、多く差別語は絶対的なものと考え⁽⁵⁾。

以上のように定義される差別語である当該語の「めくら」は『日本国語大辞典 第二版』では次のような意味があるとされる。

めくら【盲・瞽】[名]（目暗の意）

- ①明暗が識別できなかつたり、形が判別できなかつたりする、目の不自由な状態。また、その人。盲目。
- ②文字の読めないこと。またその人。
- ③物事の弁別のつかないこと。物事の価値・本質などを見ぬく力のないこと。また眼識のないこと。また、その人。
- ④（「めくらにする」の形で）人を無視したりないがしろにしたりすること。
- ⑤（接頭語的に用いて）はっきりした目当てもなくむやみに動作することを表す。「盲打ち」「盲さがし」など。
- ⑥砂糖をいう、芝居茶屋仲間の隠語。
- ⑦暗闇をいう、盗人仲間の隠語。

（補注）「めくら」という語、および「めくら」に関する語は、目の不自由な人への蔑視感が強く、現代では障害者差別の語とされている。

①は見えない状態、及び視覚障害者のことを指しており、これが「めくら」の本来的な意味でありそこに特別差別的意味合いはないと考えられる。しかし、④は「見えないこと」、②③⑤は「見る能力がない」ということを基本とした比喩的な意味拡張がみられる。そもそも「見えない」は「見る」ことが「できない」ことであり「見る」に対する。多義語である「見る」は理解する・判断するという意味も持つことから、対する「見えない」はその理解・判断の欠如という意味を持つものと考えられる。

（補注）にもあるように当該語には強い蔑視感があることは多くの知るところであるが、その蔑視感はその語の指示対象に対する「合理的理由もなく個人がもつ生得的属性の差異を根拠として尊敬を傷つける」という差別的処遇が「めくら」という

語にしみ付いた結果であり、②③④⑤はそのマイナス評価を伴った比喩的な意味拡張といえるだろう。その比喩的意味拡張は言わば差別的意味拡張である。現代において「めくら」は視覚障害者差別の言語的表象ともいえる語であるが、本来は視覚障害者を揶揄する為にあったわけではない。古くは『日本国語大辞典 第二版』の用例によると、『江談抄』（1111年頃）「目暗独造心て、人もなきに詠哥」とあり、『地蔵十輪経元慶七年点』（883年）「有る人自ら其の目を挑りて、盲（めシヒ）にして」の「めしひ」と共に一般的に視覚障害者を指す語であったと考えられる⁽⁶⁾。それが次第に「見えない」「見る能力がない」という指示対象の身体機能の欠如を比喩的に表すようになった結果、上の②③④⑤の意味を持つに到ったと考えられる⁽⁷⁾。

2.2 「めくら」の発言回数及び社会的背景

前節では「めくら」の差別的意味合いを確認した。本節では「めくら」という語が実際どれくらい発言されていたかという計量的データと、現在発言が控えられているならば、それはいつ頃からかといった通時的データを、国会会議録を用い調査することによって「めくら」という差別語の動的な側面を考察していきたい。

まず、国会会議録を1947年（第1回国会）から2012年（第180回国会）までを10年ごとの6期に分け（第1期は13年間、第6期は12年間）、衆議院議員によって「めくら」と発言された回数を調査した。その結果が表1である（△は増加率▼は減少率）。表1をみると1970年代から急激に減少し、1980年代は最も大幅に減少、1990年代から2000年代にかけて緩やかに減少している。ここで注目すべきは1970年代および1980年代の大幅な減少だろう。そもそも、差別語は差別問題を解消しようという社会的動きの中で、差別を顕在化する一要因としてクローズアップされてきたわけであるから、発言回数が減少するならば、その要因は社会的背景が影響し

表1 10年ごと「めくら」発言回数

年代	発言回数
1947～	238
1960～	(△ 12) 267
1970～	(▼ 56) 115
1980～	(▼ 62) 43
1990～	(▼ 51) 21
2000～	(▼ 19) 17
計	701

表2 障害者の権利に関する国際的な流れ

1950年	身体障害者の社会リハビリテーション決議
1969年	社会的進歩及び発展に関する宣言
1971年	知的障害者の権利に関する宣言
1975年	障害の予防と障害者のリハビリテーションに関する決議
1981年	障害者の権利に関する宣言
1982年	国際障害者年
1983年	障害者に関する世界行動計画
1991年	国連障害者の10年
1993年	障害者の機会均等化に関する標準規則
1999年	米州障害者の差別撤廃に関する条約の採択
2000年	アフリカ障害者の10年
2001年	アジア太平洋障害者の10年
2002年	アジア太平洋障害者の10年第二期
2003年	ヨーロッパ障害者の10年
	アラブ障害者の10年
2006年	障害者権利条約、同選択議定書の採択
2007年	障害者権利条約、同選択議定書を署名のため解放

ていると考えられる。

表2は「障害者の権利に関する国際的な流れ」である。国連が1982年を「国際障害者年」とするに伴い、国内では総理府・厚生省（当時）を中心に、障害者に関する用語改正に取り組み始めた。厚生省は1981年12月、同省関係の医師法・歯科医師法など9つの法律に記載されていた「めくら」「つんぼ」「不具」「おし」「廃疾」の5つの言葉を、「不具」「廃疾」を「障害」、「おし」を「口がきけない者」、「つんぼ」を「耳が聞こえない者」、「めくら」を「目が見えない者」と改めることを決定した⁽⁸⁾。国会会議録によると、国会答弁において用語改正及び差別用語問題（「めくら」を伴う）を取り上げた初出は次の1982年の第91回国会である。

- (1) 「国際障害者年を契機として、障害者に関する国民の理解が高まってきましたが、障害に関する法令上の用語のうち不適当なものを改めることは、障害者に対する国民の理解を一層深め、障害者に関する対策を推進する上で大きな意義を有するものと考えております。このため、政府においてはさきの第九十四回国会において、法律上の「つんぼ」、「おし」及び「盲（めくら）」という三つの用語を改めるため、関係法律の改正案を提案し、国会の御賛同

を得て可決成立を見たところでありますが、今回、これに加えて「不具」「痲疾」等の用語を改めることとし、本法律案を提案いたしました次第であります。
(傍線筆者、以下同)

また、2年後の1984年には、

- (2) 「私は前に、めくらとかおしだとかつんぼという表現は差別表現だということ
- ことで指摘をしている。これは一定の文言を変えたわけです。私はきょうは、そのことも大事であるかもわからぬけれども、それを変えたからといってすべての差別がなくなったわけでない、むしろ意識の変革が大事である、意識を変革させるために私はそこの問題を指摘したわけです。(第100回国会 予算委員会 1984.3.1)

という発言も見え、少なくとも1980年代前後には「めくら」が差別語であるというある程度の認識は国会議員の中にあつたものと思われる。その契機となったのは1982年の国際障害者年に伴った政府による1981年の用語改正であり、表1にみる発言回数の減少は少なからずこの社会背景が影響したものと考えられる。

2.3 「めくら」の慣用表現及び比喩的表現

表1にみられるように1970年代以降「めくら」の発言回数は減少しているものの、決してゼロになったわけではない。その原因は「めくら」の慣用表現及び比喩的表現にある。以下の表3はこの度の調査で現われた慣用表現・複合語である。これらは2でみた主に辞書的意味の「⑤(接頭語的に用いて)はっきりした目当てもなくむやみに動作することを表す」に該当する。

また、比喩的表現として辞書的意味「③物事の弁別のつかないこと。物事の価値・本質などを見ぬく力のないこと。また眼識のないこと。また、その人。」「④(「めくらにする」の形で)人を無視したりないがしろにしたりすること。」に該当する発言もみられる。

- (3) また一元化の問題にいたしましても、需給調整の問題にいたしましても、考えております、さように思いますという抽象的なお話でありまして、少しも回答としての回答になつていないのであります。これら回答を通じまして

表3 「めくら」慣用表現

めくら判	めくらめっぼう	めくら貿易	めくら蛇におじず
めくらが象をなでる	めくらうち	めくら千人めあき千人	
めくら外交	あきめくら	めくら算用	めくら爆撃
めくら運転	めくら縦抗	めくら生産	めくら蓋
めくら飛行	めくら勘定	めくら棧敷	めくら取引
めくら出願	めくら見当	めくら閉じ	めくら買い
めくら金融	めくら審議	めくら相場	めくら金
めくら試算	めくら方法	めくら軍備	めくら探り
めくら処分	めくら増強	めくら銃撃	めくら審査
めくら署名	めくら馬	めくら操作	めくら地
めくら線	めくら貸付	めくら鍋	

われわれが感ずることは、政府は現下の肥料事情に対してまったく無知であります。めくらであります。(第9回国会 農林委員会 S25.12.8)

- (4) 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題に供されております最低賃金法案に対し、反対の意見を述べんとするものであります。

そもそも、本法案に対する政府の提案理由の説明と法案の内容とに対する著しい相違点を、まず指摘しなければなりません。こういう法案の提案のいたし方は、国民を欺き、議会をめくらにせんとする、無謀なる提案と申さなければなりません。(第28回国会 本会議 S33.4.23)

以上の慣用表現、比喩的表現と、直接的に視覚障害者を指す例の用例数を示したのが表4である。ここで注目したいのは、直接的表現である「めくら」は1980年代以降ゼロとなり、次に辞書的意味③④にあたる比喩的表現が1990年以降みられなくなるが、辞書的意味⑤の慣用表現は2000年以降も残存しているということである。

表4 「めくら」直接的表現・慣用表現・比喩的表現

	めくら慣用表現	めくら(比喩)	めくら(直接的表現)	計
1947～	175	49	14	238
1960～	172	66	29	267
1970～	77	23	15	115
1980～	33	7	3	43
1990～	20	1		21
2000～	17			17
	494	146	61	701

その減り幅も 1990 年代から 2000 年代かけては極めて僅かであり、それは減少傾向にあるというよりはほぼ横這いと考えてよいかもしれない。その 1990 年以降に発言された慣用表現の具体例としては「めくら判」が 30 例、「めくらめっぽう」が 2 例、「めくら運転」が 1 例となっている。

『言語学大辞典第 6 巻術語編』では、言葉のタブーが起こる理由として、言語形式の音形と意味とは、その言語の使用者の内部で分かちがたく強固に結びついていて、ある単語の音形を耳にし、あるいは思い浮かべただけでも、その人の脳裏に、それと結びついた意味だけではなくしばしば指示対象までが立ち現れる状況にあるゆえとし、語形と意味との強固な結びつきを大きな要因として挙げている⁽⁹⁾。それを踏まえ以上の結果をみると、指示対象が明確な直接的表現は上記社会的要因によって言い控えられ、辞書的意味③④の比喩的表現もその語形の露骨さから差別的意味合いが明確に喚起されるゆえ言い控ええられる傾向にあるが、辞書的意味⑤の慣用表現が残存している状況を見ると、「語形と意味⁽¹⁰⁾」との結び付きは幾分軽減されているようである。その理由として、それらは接頭辞的に用いられていることから対象を示す語形の露骨さは軽減され、それと同時に語義としても「めくら判」では「文書の内容を吟味せずに承認の判を捺すこと」と「判を捺す」行為に重点がおかれたものとなっていることから、語の使用者にとって「めくら」の差別的意味合いが喚起されにくいものと考えられる。また、

- (5) つんば¹ 棧敷とかめくら判というのは何でいけないんだと言ったら、私を非難した社会党のあるなりたての、後で仲よくなりましたけれども、その相手の議員が、やはりめくら判なんていかぬ、目の不自由な人に気の毒だ。じゃ何と言うんですかと言ったら、目の不自由な人が押す判こと言えと言う。それは、とてもじゃないけれども時間がかかるし、日本の言語文化の一つの特質は、物事を縮めるんだ。ショートンするんだ。だから、ベースアップのことをベアと言うんだ。それからサラリーマン金融のことをサラ金とも言うんだ。(第 129 回国会 予算委員会 H6.6.2)

と、「めくら判」など慣用表現に、それに換わる利便性のある言い換え表現がないことも残存のひとつの要因として考えられる。

3 言い換え

ここからは、前章で考察した差別語「めくら」を踏まえた上で、その言い換え語となる視覚障害者をあらかず類義語群の考察を行う。

3.1 差別語の言い換えに関する先行研究

本節では類義語群のデータを考察する前に、まず差別語の言い換えに関する先行研究をみる。

差別語の言い換えに関しては1960～70年代にかけて、当時盛んになりつつあった部落解放、障害者解放、女性解放などの担い手によるマスコミに対する抗議・糾弾の中で、1962年の民放連の『放送用語集』の「避けたいことば」を初めとして、70年代民放連の「放送上差し控えたい用語について」、朝日新聞社『取り決め集』などの用語集（注1）が知られる（遠藤1993）。現在、各社が発行している記者ハンドブックなどにそういった用語集・言い換え集は殆どみられないが、管見内では共同通信社『記者ハンドブック第11版 新聞用字用語集』（2008 社団法人共同通信社）に唯一記載がみられる⁽¹¹⁾。そこには100以上の語を8つのカテゴリー〔心身の障害、病気／職業（職種）など／身分など／（人種、民族の表記の）一般表記／民族表記／性差別／子ども関係／俗語、隠語、不快用語〕に分類し、それぞれの語の言い換え例を示している。以下にその一部を記す。

▽心身の障害、病気…「めくら」→目の見えない人、目が不自由な人・状態

「気違い」→精神障害者

▽職業（職種）など…「女工」→女性従業員

「女給」→ウエートレス

▽身分など…「特殊部落」→被差別地区、被差別部落、同和地区

▽（人種、民族の表記の）一般表記…「土人、原住民」→先住民（族）、現地人

「黒んぼ、ニグロ、ニガー」→黒人

▽（人種、民族表記の）民族表記…「ジプシー」→ロマ、ロマ民族

「エスキモー」→イヌイット

▽性差別…「婦警、婦人警官」→女性警官

「婦女子」→女性と子供・子ども

▽子ども関係…「孤児院」→児童養護施設

「登校拒否児」→不登校の児童・生徒

▽俗語、隠語、不快用語…「バカチョンカメラ」→簡易カメラ、軽量カメラ
「どさ回り」→地方巡業

国広（2000）では、言い換えを「ある語または句をはほぼ同じ意味を表す別の語または句にかえることをいう」と定義している。ゆえに、上記の差別語と言い換え語句は、両者とも「ほぼ同じ意味」ということになる。しかし、差別語を言い換える際には、表現する対象と知的意味が類義であると同時に「差別的意味合い」のないものが選択されなければならない。この「差別的意味合い」とは語の意味とは異なり、歴史的または社会的理由によってその対象が持つに到ったマイナスのイメージに等しい⁽¹²⁾。つまりそれはその語の本来の意味とは別の「語義の周辺部分（国広2000）」である。差別語の言い換えは主にこの「語義の周辺部分」を取り替えることを目的としているとされる。

差別語の言い換え語の特徴として漢語の使用が指摘されている。滝浦（2007）は、差別語が多く和語である点に言及し、亀井（1997）の、漢語は新しい知的概念を受け入れても和語特有の「妙な情的価値」がつきまとうこともないが、その反面「ごまかしやまやかし、または、はぐらかしの巧まれた実例にはこと欠かぬ」との指摘をうけ、差別語の言い換えにおいてもその「漢語の緩衝作用」が利用されたと述べる。亀井（1997）がいう和語特有の「妙な情的価値」とは、差別語でいう「語義の周辺部分」に当たる。滝浦（2007）はその和語特有の「妙な情的価値」、つまり差別語（和語）に纏わりつくマイナスイメージを、「情的に無色透明」な（わかるようで本当はわからない）漢語に置き換えることで、緩衝させたと述べる。更に、差別語を言い換えることについて「新たに名を与えて何かを呼ぶという行為は、そのように呼ばれる対象を切り取り、それまでに呼ばれていた何か“ではないもの”として規定することである。」と、言い換えることは新たにその対象を名指すことであると述べる。この名指すということは概念などを固定化することであり、差別語ならば、その対象へのマイナス評価が解消されていなければ、結局それをも含んでしまうことになる、ということである。そして、滝浦（2007）は対象を「障害者」と名指すことと、「障害を持つ人（のある人）」と「述べる」ことでは対象を縁取る強度が異なることから、前者のような名指す言い換えではなく、後者のような述べる言い換えを具体的に提案する。つまり、それは差別語の場合、新しく名指し（名詞化）たとしても、結局そこにその対象のマイナスイメージが帯びると再び差別語化するおそれがあるので、敢えて名詞化するよりも、その対象のことを言わねばならない

時、その対象がなんであるかということさえ相手に伝わればよいのだから、それを述べる（説明する）だけでいい、ということであろう。事実、最近では「障害者」というと指示対象を直接的に指すため、用語以外は「障がいのある人（方）」とすることを指針とする都道府県もある⁽¹³⁾。

以上は次のように纏められる。

- ①差別語の言い換えは、語義ではなく「語義の周辺部分（マイナスのイメージ）」を取り換えることを目的とする。
- ②差別語の言い換えでは、主に漢語の「緩衝作用」が利用された。
- ③差別語の言い換えは名指す（名詞化する）方向から述べる方向へ向かう傾向がある。

これらを確認した上で、次節では視覚障害者をあらわす類義語群のデータをみていきたい。

3.2 類義語による「めくら」の言い換え

表5は国会会議録における年代ごとの視覚障害者をあらわす語の発言回数である⁽¹⁴⁾。

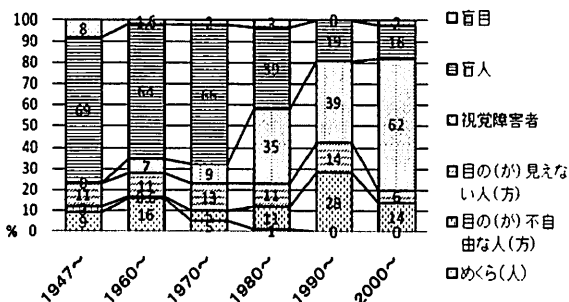
その結果を発言回数が多い順に順位をつけると次のようになる。

- 1 盲人
- 2 視覚障害者
- 3 目の見えない人
- 4 目の不自由な人
- 5 めくら
- 6 盲目

表5 視覚障害者を表す語の発言回数

	めくら（人）	目の(が)不自由な人(方)	目の(が)見えない人(方)	視覚障害者	盲人	盲目
1947～	14	5	17		107	13
1960～	(△107) 29	(▼80) 1	(△11) 19	13	(△6) 114	(▼76) 3
1970～	(▼48) 15	(△1600) 17	(△121) 42	(△123) 29	(△90) 217	(△133) 7
1980～	(▼80) 3	(△52) 26	(▼38) 26	(△186) 83	(▼92) 92	(△14) 8
1990～		(△88) 49	(▼3) 25	(▼19) 67	(▼64) 33	(▼100) 0
2000～		(▼10) 45	(▼24) 19	(△200) 201	(△60) 53	(△500) 5
計	61	143	148	393	616	36

表6 視覚障害者を表す語の年度比率



以上の結果をみる限りでは、差別語である「めくら」の発言回数はその類義語に比して数的に多いとは言えない。その理由に「めくら」が差別語であることは関与しない。なぜなら差別語と認知される1980年代以前の年度別比率(表6)をみても決して高い数字ではないからである。つまり、「めくら」は1947年以降、視覚障害者を表す際に国会という場においてそれほど勢力をもった語ではないということである。また、類義語群は「めくら」が差別語と認知される1980年代以前、1960年以降にはすべての語が「めくら」と併存していることが確認できることから、それら類義語群は、差別語である「めくら」の言い換え語として生まれ、用いられていたわけではないということがわかる⁽¹⁵⁾。差別語の言い換え語とされる語は、その語が駄目だから新しい語を造語するといったような、差別語と一対一の関係で認識されることが多い。前節の滝浦(2007)においても、差別語を言い換えることを「新しく名指す」と述べられていた。しかし、実際は本対象語のように元々は単に類義語群であった差別語及びその言い換え語の例は少なくない。これは逆に言えば、ある語の差別語化は、同時に差別語の言い換え語を生み出すことを意味している。本対象語では「めくら」が差別語となったために、それまで単に類義語であった語が差別語の言い換え語になったということである。それは語の選択において大いに影響を及ぼす。それまでは場や発言内容などが主な選択条件であったと考えられるが、差別語の言い換え語になることによって、そこに差別性の有無という判断材料が加味されることになる。先に示した発言回数の順位を、比較的近年である1990年代以降に限ってみると

- 1 視覚障害者
- 2 目の不自由な人

- 3 目が見えない人
- 4 盲人
- 5 盲目
- 6 めくら

となり、「視覚障害者」の激増と「盲目」の激減が特に目立つ。

「盲人」は総発言回数が最も多く、類義語の中での発言回数の割合も1947年代以降1970年代まで60%以上を占めていた。しかし、1970年代以降急激に減少に転じ2000年代では16%まで落ち込む。逆に「視覚障害者」は1960・70年代こそ10%に満たなかったが、その後徐々に増え、2000年代では60%を超えて最も主流な表現となった。このように表6・7を見る限りでは「盲目」と「視覚障害者」は非常に対照的な結果となっている。

- (6) 視力が不自由なんですから、目の見えない方とか視力障害者ということ
言えればいいじゃないですか。なぜ盲という言葉を使わなければならぬのか、
また盲判という言葉を使わなければならぬのですか。辞書に載っておったと
してもそれが間違った言葉だったら改めるのがあたりまえじゃないですか。
だから私は、いま改めて問題提起しているんですけども、そういう団体の
の方がすでにこういう言葉に対して、これは差別的な用語であるということで
撤廃運動をされていることも知っています。私たちは、たとえば盲人という
言葉についてもいささか疑念があるわけですけども、しかし、そういう団
体の人が自分らのことを盲人協会とかいうように言っている場合もあるわけ
でございますので、私は、少なくともそういう障害者の方が盲であるとか、
つんぼであるとか、おしであるとか、こういう言葉で不当な差別を受ける、
何か能力が劣る、人間が普通でないんだという形で印象づけて差別されてい
るということに対して、やはり長官は十分耳をかす必要があるんじゃないか、
こういうように思うんです。(第82回国会 公害対策並びに環境保全特別委
員会 S52.10.25 傍線は筆者)

この発言は「盲」という漢字が「めくら」との訓読みがあることから、「盲」という表記を含む「盲人」にも蔑視感があり使用を避けるべきであることを述べている⁽¹⁶⁾。このような認識は、明確にそれを支持しなくとも、語の使用をなるべくなら避けておこうという意識を働かせることが予想され、それが「盲人」の1970年代以

降の発言回数の減少に影響したと考えられる。また、「盲人」という発言が激減するのに反比例するように「視覚障害者」が激増していることも見過ごすことはできない。その「視覚障害者」の発言回数の増大は、「視覚障害者」という語が身体障害者福祉法等の法律で用いられている用語であることが関係していると考えられる。用語であるなら発言者はある意味安心してその語を使用できるわけである。このように差別語は類義語を差別語の言い換え語に変貌させ、更にその語の運用にも大きな影響を及ぼしたわけである。しかもその語の選択においては、なるべく差し障りのない表現をするというネガティブな方向をとることとなる。つまり、その対象を表現するに際しなるべく直接的な表現を避け、間接的に言おうとする方向である。「盲人」「視覚障害者」は共に緩衝作用のある漢語的表現であるが、「盲人」は「盲」の字の訓読みが「めくら」であることから、どちらかという対象を直接的に表現していると言える。一方「視覚障害者」は、本来残存視覚のある「弱視」と視覚をまったく持たない「盲」（全盲）とに分けられ、語義の広さを持つことから、表現としては間接的と言えるだろう。そして、前節滝浦（2007）の「述べる」表現である「目が見えない人」「目が不自由な人」においても前者は「見えない」とはっきり言っているので直接的であるが、後者の場合「不自由」は語義として「思うようにならず不便なこと」という意味範囲の広さを持っていることから間接的な表現であると言えよう。このように間接的表現である「視覚障害者」「目が不自由な人」が1990年代以降発言回数1・2位にあるというのは、差別語がもたらした差別語の言い換え語の大きな特徴と言えるのではなからうか。

3.3 言い換え語の機能的弱化

前節では、間接度の高い表現が現在差別語の言い換え語として主流であることを述べたが、本稿冒頭でも述べたように差別語は再生産される危険性を持つ。それは言い換え語の機能的弱化によると考えられる。本節では、まず間接表現の詳細を婉曲語法のメカニズムによって説明し、次にいかにして言い換え語が機能的弱化に至るかを考察したいと考える。

『言語学大辞典』によると、同じ指示対象に対する表現としてプラス評価の合意をもった表現と、マイナス評価の表現、またはプラスでもマイナスでもない表現がある場合、プラス評価の表現を採用することを、婉曲語法、その表現を婉曲表現としている。前節までの「めくら」およびその言い換え語の考察を基に分類すると、

マイナス評価の表現…めくら

プラス評価の表現…視覚障害者・目が不自由な人

プラスでもマイナスでもない表現…盲人・盲目・目が見えない人

ということになる。それを図に表すと次のようになる。

【婉曲度高（間接性高）評価+】

↑ 視覚障害者・目の不自由な人

盲人・盲目

目が見えない人

めくら

【婉曲度低（直接性高）評価-】

ここで婉曲度の高い位置にある「視覚障害者」「目の不自由な人」は前節でも述べたように意味範囲の広さを持っていることによる。つまり、指示対象を間接的に言うことのできる多義的な語が婉曲表現としての機能が高いと考えられる。しかし、逆に言えば、その「多義性」が失われ「一義化」し、指示対象を直接的に指すようになれば、その婉曲表現としての高い機能は失われることになる。そのように婉曲表現が多義的ではなくなり一義化し、その間接性を失って直接性を強めていくことを国広（2000）では「言い換え効果の弱化」と呼んでいる。

(7) 運輸省の方は、車いす利用者及び盲導犬を連れて盲人の乗り合いバスの乗車等について、昭和五十三年の四月に通達を出しておみえになるわけです。いわゆる公共機関についての利用についての指導が出ております。これは五十三年であります。私は、いま一度このタクシー会社等にも、盲導犬を連れて視覚障害者の方々の利用についてそごのないように念を押してもらいたいと思うのであります。その点について運輸省はどうでしょう、どういう御答弁になるのでしょうか。（第123回国会 運輸委員会 H4.5.12）

(8) 同時に、視覚障害者の方に音の出る信号機が設置されています。ところが、もっとふやしてほしい、こういう要望もあるわけですね。ですから、既存のものについてもそういう要望が非常に強いわけですね。例えば多摩の八王子市の場合ですけれども、信号機五百七十八基のうち盲人用の信号機というのは十基しかない。全国平均でいっても、十二万八千基のうち視覚障害者用の

信号機は五千八百四十五基ですから、5%しかついていないということでございますので(第116回国会 交通安全対策特別委員会 H1.11.6)

(7)(8)の用例は、「視覚障害者=盲人」と認識していると思われる用例である。「盲人」は前節でみたように指示対象を直接的にあらわす語であることから、本来多義であるはずの「視覚障害者」がここでは一義化しているものと考えられる。

(9) 先ほど北岡参考人もおっしゃいましたけれども、そういう意味では、見る人はかなり見ていて、やっぱり国際的にも私は、目明き千人目の不自由な人千人という言い方がありますけれども、国際的なものは結構目利きが多いので大変力付けられるものがございます。(第168回国会 国際・地球温暖化問題に関する調査会 H19.12.5 傍線筆者)

(9)は参議院の発言だが、ここでは「目明き千人めくら千人」の「めくら」の部分を「目の不自由な人」と言い換えていることから、本来多義的である「目の不自由な人」が「めくら」と同義と認識されており、ここでも一義化が起こっている。

このように現在主流である言い換え語であっても、すでに婉曲表現としての機能的弱화가みえる。それは同時に前節でみた「漢語の緩衝作用」の弱化でもある。また、用例(9)のように、滝浦(2007)がいう「述べる」表現であってもその機能的弱化は免れないようである。つまり、「～の人」「～の方」という表現は名詞句として捉えられ、その他名詞の類義語と同じく「対象を縁取る強さ」はさほど変わらないものと考えられる。

また、現在では「差別語」と認定はされていないが、婉曲度の低い「盲人」は用例(6)でもたように「差別的」とあるという認識が持たれ、「盲目」に至っては、もはや「めくら」と同じ意味用法として用いられている用例が散見する。

(9) 今日の警察制度の非常な欠陥は、むしろ捜査権をどこで持つかという問題でなくて、政府が国の政治をやる上において、国内の治安状況について盲目であるという点でなかろうかと存するのであります(第10回国会 地方行政委員会 S26.2.17)

(10) 四年の歳月を経て私は今あなたの態度を見てみると、あなたもなかなか古い政党人だが、何しろあなたの周辺にいる者がみんな茶坊主になってしまっ

て、いつの間にやら中曽根さんも盲目になったなという感を最近私は深うしている(第104回国会 外務委員会 S61.5.16)

- (11) 私は突き詰めて今結論を伺おうとは思いませんが、国民はわれわれの端に至るまでいかに深い関心をこういう問題に払っておるかということを十分認識して、国民を盲目にしてもらいたくないということを申し上げたいのであります。(第13回国会 法務委員会 S26.12.14)
- (12) 私は、六人の審査委員のうち、肝心の大蔵大臣、松田さん、そして日銀総裁、一番大事な資料を知らずに、盲目にされて、六百億円のゴーサインを押した。もうはっきりしたと思うんです(第145回国会 予算委員会 H11.2.16)
- (13) もし、世界の動向と国内の情勢について、それほど盲目無知であるとすれば、総理大臣に、この日本の危機を切り抜ける資格はありません(第7回国会 本会議 S25.1.26)
- (14) いわゆる盲目飛行、館山南方十分間飛行高度二千フィートを保持し、次いで上昇すると記録されてありまして、いずれが真実であるか、その後の調査によりましても決定しかねておる次第であります。(第13回国会 運輸委員会 S27.5.9)

以上は2でみた「めくら」の意味・用法と多くの共通点がみられる。(10)(11)などの「盲目」は辞書的意味③の「物事の弁別のつかないこと。物事の価値・本質などを見ぬく力のないこと。また眼識のないこと。また、その人。」と同義である。また、(12)(13)の「盲目+に+サ変動詞」は辞書的意味④の「(「めくらにする」の形で)人を無視したりないがしろにしたりすること。」そして、(14)(15)は辞書的意味⑤の「(接頭語的に用いて)はっきりした目当てもなくむやみに動作することを表す。「盲打ち」「盲さがし」など。」と同じ用法であり同義である。このように「盲目」は差別語と認定はされていないものの実質的には「めくら」とほぼ同じ意味・用法を持つ。

このように婉曲度の高い多義性をもつ「視覚障害者」「目の不自由な人」は一義化により機能的弱化がみえ、直接的に指示対象を指す「盲人」は一部では差別的認識をもたれ、「盲目」は意味・用法的に「めくら」と変わらない。以上のことから、これらの語はいつ差別語化してもおかしくない危険性を胚胎していると考えられる。

4 おわりに

以上、実例を基に差別語及びその言い換え語の現状（問題）を考察してきたが、今一度それらを簡潔にまとめておく。

①差別語「めくら」は公に発言されることはなくなったが、慣用表現としては今なお残存する傾向にある。

②視覚障害者を表す類義語群は「めくら」が差別語として認定されることによって、差別語の言い換え語として認識されるに至ったが、その使用に際し語の選択条件として、本来の場や発言内容に加え、用語的であり、また間接度の高い語が選ばれる傾向にあるが、それらもすでに直接的に指示対象を指す用例が散見することから、いつ差別語として認定されてもおかしくはない状況にある。

これらはあくまで視覚に障害をもたない側からの考察である。そこで、最後に遠藤（2003）における視覚障害者に関することばを視覚障害者自身がどう感じているかをアンケート調査したものの抜粋を挙げておく。

表7の結果を1「さしつかえない」を許容、2「避けたい」3「絶対に言わない」を拒否とした場合、まず「めくら減法」は許容35に対し拒否66.4となり視覚障害者の多くが「めくら減法」という慣用語を快くは思っていないことがわかる。「めくら判」も許容25.6、拒否56.4と拒否が圧倒的に上回る。これは健常者（ここでは国会議員）には許容される慣用語が視覚障害者は快く思っていないことを示している。

では、視覚障害者を直接的に指す「めくら」及びその類義語はどうであろうか。許容の高い方から順位をつけると次のようになる。

1 視覚障害者（許容89.7、拒否5.6）

表7 視覚障害者に関する言葉が視覚障害者自身がどう感じているかの比率

	1 さしつかえない	2 避けたい	3 絶対に言わない	4 わからない	その他	無回答	合計 (%)
めくら	6.8	37.2	51.3	1.3	1.3	5	100
盲人	60.3	30.8	5.1	0.9	1	6	100
視覚障害者	89.7	4.3	1.3	0.9	0.4	3.4	100
目の不自由な人	82.9	10.7	2.6	0.9	0	3	100
めくら減法	35	32.9	23.5	5.1	0.4	3	100
めくら判	25.6	27.8	28.6	14.5	0.9	2.6	100
盲目的	45.3	28.6	13.7	7.3	0.4	4.7	100

遠藤 2003 より抜粋

- 2 目の不自由な人（許容 82.9. 拒否 13.3）
- 3 盲人（許容 60.3. 拒否 35.9）
- 4 めくら（許容 6.8. 拒否 88.5）

この順位は本稿で調査した国会議員の発言回数の順位と一致する。つまり、視覚障害者と健常者の本対象語における言語意識は、慣用表現を除き一致すると言える。このことが何を意味するかは今後の課題としたい。また、本稿では「視覚障害者」に関する差別語及びその言い換え語を対象としたが、今後、本稿の結果を踏まえた上で、それ以外の語も調査・考察の対象としたいと考える。

〔主要参考文献〕

- 遠藤織枝（1993）「差別語・不快語の流れと今」『国文学解釈と教材の研究』38
- 遠藤織枝（1996）「人権とことばの状況—人権抜きで日本語の未来は開かれない—」『国文学 解釈と教材の研究』41-11
- 遠藤織枝（2000）「差別語：まず実態を知ること」『別冊国文学』53
- 遠藤織枝（2003）『視覚障害者と差別語』明石書店
- 亀井孝（1997）「日本語（歴史）」（亀井孝ほか編）『日本列島の言語』三省堂
- 国広哲哉（2000）「人はなぜ言葉を言い換えるか」『言語』29
- 田野村忠温（2008）「大規模な電子資料に見る現代日本語の動態」『待兼山論叢』（42）
- 田野村忠温・服部匡・杉本武・石井正彦（2010）『コーパス日本語の新展開』文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「日本語コーパス」日本語学班
- 滝浦真人（2007）「“名指す”ことと“述べる”こと—「ことばの言い換え」論のために」『日本語学』26
- 南不二男（1981）「ことばのタブー—言いかえ・言い控え—」『講座日本語学9 敬語史』明治書院
- 松田謙次郎（2004）「言語資料としての国会会議録検索システム」Theoretical and applied linguistics at Kobe Shoin：トークス7
- 松田謙次郎（2008）『国会会議録を使った言語研究』ひつじ書房
- 横藤田誠 中坂恵美子（2008）『人権入門』第2版 法律文化社（辞書・インターネットほか）
- 『言語学大辞典 第6巻 術語編』
- 『日本国語大辞典』第二版 第三巻
- 『国会会議録』 <http://kokkai.ndl.go.jp/>

『邦訳 日葡辞書』土井忠夫ほか編（1980）岩波書店

『枕草子 紫式部日記』日本古典文学大系 19

〔注〕

- (1) 遠藤（1993）などに詳しい。
- (2) 『言語学大辞典第6巻術語篇』126項「婉曲語法」参照。また同様のことは 国広（2000）、滝浦（2007）をはじめ差別語の言い換えが論じられる際多く述べられる。
- (3) 松田（2004）及び松田（2008）
- (4) 田野村（2008）
- (5) 想定される絶対的差別語は名詞もしくはその名詞が用いられた慣用句などであり、例えば「あっちの人」のように、差別的意味合いのない語の組み合わせによって文脈などで判断される差別的言い回しは含まない。
- (6) 「めくら」は『紫式部日記』（『日本古典文学大系 19 p221』）に「絵師の眼暗き。」と形容詞の用例がみえ、名詞「めくら」はこの形容詞の語幹が独立したものと考えられる。「めしひ」は、元々「めしふ」（目廢う：目の機能を失う）であったと考えられる（『日本国語大辞典 第二版』）
- (7) ②③④⑤に関し『日本国語大辞典 第二版』は②「西洋道中膝栗毛」（1870～76）③『好色一代女』（1668）④『春色梅児誉美』と近世中頃の用例を載せることから、こういった用法は近世に入って一般的に用いられるようになったと考えられる。あるいは『日葡辞書』（1603）には「Mecuradori（メクラドリ）：目隠しをして人を捕える遊び」「Mecurauchi（メクラウチ）」を採っていることから、室町時代頃からそのような用法はあったのかもしれない。⑥⑦に関しては「目が見えない」のマイナス評価から派生したものであろう。また、それら比喩表現は指示対象の欠如した身体能力のみに焦点があてられた表現であることから、こういった比喩表現こそが最も差別度（中傷度）の高い表現なのかもしれない。
- (8) 「障害に関する用語整理のための医師法等の一部を改正する法律」（昭和56年法律第51号）
- (9) 同辞典では「語形と意味」を「死」と「しくらめん」の「し」などを指して述べているが、差別語においては「語形と差別的意味合い」と考える。
- (10) 同注6。
- (11) 516項記載。当ガイドブックでは「差別語・不快用語」を記載する前提とし

て、「差別の観念を表す言葉、言い回しは当事者にとって重大な侮辱、精神的な苦痛、あるいは差別、いじめにつながるので使用しない」とし、その言い換え例について「単純に言葉を言い換えればいいということでは。原則は「使われた側の立場になって考える」ことが肝要である」としている。

また、別語集などにある差別語とされるものは、あくまで掲載する側独自の判断によるものであり、従って、それら諸集によって掲載される語も語数もまちまちである。そのことから、差別語認定の明確な基準は設けられていないことがわかる。

(12) 本項 2.1 参照。

(13) 三重県・北海道・岐阜県・新潟市・神戸市など 8 県 5 市。「政策統括官（共生社会政策担当）内閣府」<http://www8.cao.go.jp/souki/index.html>

(14) 前節「目に障害のある人（方）」の用例は管見内にはみられなかった。

(15) 南（1981）によると、言ってはならないために、そして言うことをやめたために起こる結果には二つのものがあるという。ひとつは別の表現のしかたをとる、あるいは別の内容のことを言う「言い換え」であり、もうひとつはまったく言うことをやめてしまう「言い控え」である。以上の結果から差別語は「言い控え」に近いと言えるのではなからうか。

(16) 本稿 2.1 参照。

（こおりやま みつる／本学大学院生）